

様式第1-2号（第7条関係）

費用算定表

（浄化槽を設置する場合）

規 模	A 工事費 円	B 工事費の 1/3 (国)円	C 工事費の 2/3 (町) 円	個人負担額 A-B-C 円
5 人槽 工事費		(上限：130, 000)	(上限：260, 000)	
6～7 人槽 工事費		(上限：158, 000)	(上限：316, 000)	
8～10 人槽 工事費		(上限：220, 000)	(上限：440, 000)	
11～20 人槽 工事費		(上限：334, 000)	(上限：668, 000)	
21～30 人槽 工事費		(上限：515, 000)	(上限：1, 030, 000)	
31～50 人槽 工事費		(上限：709, 000)	(上限：1, 420, 000)	
51 人槽～ 工事費		(上限：809, 000)	(上限：1, 620, 000)	
単独処理浄化槽 撤去費		(上限：40, 000)	(上限：80, 000)	
既設浄化槽 撤去費		—	(上限：120, 000)	
計				

※補助金については、千円未満切り捨てとする

※既設浄化槽撤去費は町の単独補助のみ

（浄化槽の部品交換・補修の場合）

規 模	A 工事費 円	B 工事費の 1/3 (国)円	C 工事費の 2/3 (市) 円	個人負担額 A-B-C 円
ブロワの交換		(上限：7, 000)	(上限：14, 000)	
水中ポンプ交換		(上限：18, 000)	(上限：36, 000)	
マンホール交換 (樹脂製)		(上限：4, 000)	(上限：10, 000)	
マンホール交換 (鉄製)		(上限：20, 000)	(上限：40, 000)	
躯体、仕切版 の補修		(上限：20, 000)	(上限：41, 000)	
担体の補充補修		(上限：11, 000)	(上限：23, 000)	
計				

※補助金については、千円未満切り捨てとする